

議第 66 号

下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂上ヶ平サンビレッジのプールにおいて、コースの貸切りを可能とし、利用者の利便性向上を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例

下呂市元気ではつらつ増進施設条例(平成17年下呂市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>別表第1 (第11条関係)</p> <p>1 基本利用料</p> <p>○下呂上ヶ平サンビレッジ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">施設利用料 (1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">利用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プール1コース</td> <td style="text-align: center;">2,090円</td> </tr> </table> <p>○金山リバーサイドスポーツセンター・スタジアム</p> <p>表 (略)</p> <p>2 加算利用料等 (略)</p>	プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)		施設利用料 (1時間当たり)		区分	利用料	プール1コース	2,090円	<p>別表第1 (第11条関係)</p> <p>1 基本利用料</p> <p>○下呂上ヶ平サンビレッジ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)</td> </tr> </table> <p>○金山リバーサイドスポーツセンター・スタジアム</p> <p>表 (略)</p> <p>2 加算利用料等 (略)</p>	プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)	
プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)											
施設利用料 (1時間当たり)											
区分	利用料										
プール1コース	2,090円										
プール、マシン基本利用料～スポーツクラブ (略)											

### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

下呂上ヶ平サンビレッジのプールにおいて、コースの貸切りを可能とし、利用者の利便性向上を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 施設利用料として、下呂上ヶ平サンビレッジのプール1コースの1時間貸切り料金を新設します。

(第11条関係)

(2) この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(附則関係)